

[月刊]

キャッチ ピース

16

通巻95号

93.12

定価●100円

自衛隊の海外派兵を食い止め、大幅軍縮を！
米軍基地を撤去しよう！
反核運動を継続し、核廃絶を！
憲法9条を世界に！
市民による平和政策を提起しよう！
草の根の国際共同作業をすすめよう！

月刊トマ喰い虫改題



日米「地位協定」
の見直しを
際限なく拡大する
「思いやり予算」

円で爆弾？
核オプション再考する神経質な日本

AWACS
なんかいらぬ
軍縮の声を、今！
核兵器は
国際法違反

レポート：
横田／上瀬谷
NEPA訴訟判決文

「ワシントンポスト」93.10.31より

★維持会員（月間）

個人 1口 1000円

団体 1口 2000円

<会費は本紙購読料をふくみます>

★参加会員（月間）

個人 1口 500円

団体 1口 1000円

★通信会員

年間

3000円

脱軍備ネットワーク

キャッチピース

あなたも会員・読者に！

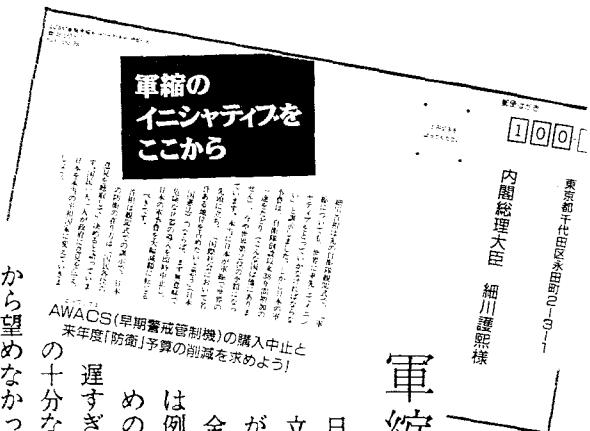
連絡事務所 ●〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1

TEL 045(563)5101

FAX 045(563)9907

郵便振替 ●東京6-136148 口座名「キャッチピース」

軍縮キャンペーンに あなたも！



軍縮は防衛費の削減から

日本の「軍縮」を本当に実現するための具体的な手立てのひとつとして、防衛予算の削減を目指すことが、去る十一月に開催された「キャッチピース」の全国会議で決定された。次年度の国家予算の編成は例年十二月に行われる。予算編成に影響を与えるための行動を始める時期としては、今期に関して言えば遅すぎたであろうことは否めない。準備を完全に整えての十分な形での「軍事費削減キャンペーン」の展開は最初から望めなかった。けれどそれでもそのことを承知で敢えて実施とした。それはこのキャンペーンがすぐには結果が出せなくとも、いづれ近い将来何年後には必ず結果を出せるものとの見通しを持ったからである。そのため、今年はとりあえずスタートラインにだけは着いておきたい、世の中の人々に向けてまずはアピールだけでも…と行うこととなった。モチロンやるからには全力投球。国会議員に対しては「やれるだけやってみることにした」。

今期国会は大混乱。コメ問題、政治改革、税制改革、不況対策、さらには角栄氏の死まで加わったから？さあ大変！細川総理はついに五年ぶりの「越年予算」を決定した。私たちはこの「越年予算」をチャンスと抱らえたいと思う。キャンペーンの広がりを図るためには一時間でも一日でも時間はあった方がいい。自衛隊が違憲か合憲かといった議論に結論が出るのを待っていてもはじまらない。とにかく一日でも早く、「軍縮」を本当に実現するためには出来ることから始めなければならない。…というわけでキャッチピースでは「防衛費削減キャンペーン」を始めた。



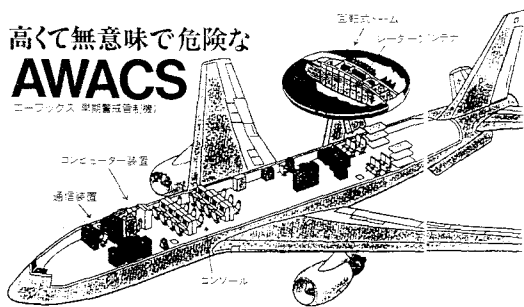
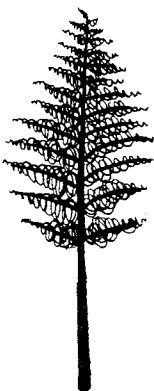
山中悦子 編集部

キャンペーン① ハガキ作戦

読者の皆さんにはすでに細川総理大臣宛てのこのハガキを使っていただけたかどうか。はがきは全部で一〇〇〇〇枚印刷した。全部が投函されれば、〇・〇一%の国民がAWACSの購入に反対の意思表示を、総理大臣に直接伝えることが出来る。自衛隊の中央観閲式で軍縮を国民にアピールした細川総理を世論でバックアップする意味は大きいはず。

「越年予算」と決まった今、ハガキの投函は一月半ばまでOKとなった。あなたも周辺の人へもう一声かけてみて下さい。ハガキの申し込みは「キャッチピース」へ。

※「新聞を見て」と遠く山形から電話で二〇枚申し込みをしてくださったTさんはお声から推測すると相当「年配の女性。子供や孫の分も…」とのこと。いろいろなところに何かいい人はいませんか？



AWACSはレーダーを備えた「空防指揮官」。空中から戦闘機や爆撃機に命令を出します。国土から遠く離れた場所での敵艦に使うもので、「専守防衛」をタチメとしていたはずの日本には本来必要のない兵器です。実際、70年代の終りに同じような飛行機が検討されたとき、防衛庁は「必要以上の機能を持っている」と導入を止めました。ところが、今回は「諸外国の航空技術の進歩」というあいまいな理由でAWACS4機の購入を計画。今年度の2機について、81年度も2機分の予算を要求しています。

価格は1機570億円、4機では2280億円以上になります。ニューシーランドの国防予算が850億円ですから、とても安く安い機材です。冷戦時代ですら、「他機に比べるかに高価」(防衛庁)と購入を止めた兵器を、今買わなければならない理由なんてどこにあるのでしょうか。それとも、AWACSを買って貰うための本格的な軍事行動に乗り出そうというのでしょうか。

キャンペーン② 議員アンケート

※調査項目：①防衛庁の防衛費の概算要求(金額)は妥当かどうか②AWACSの購入の是非③防衛費削減の具体案④軍縮の具

※十二月六日、十四日(議員会館で戸別) ※集約：12月末日

このアンケートを実施することで私たちは国会議員に「軍縮」について真剣に考えさせたいと思う。現在「軍縮」について真面目に取り組みようとしている議員の顔は非常に見えにくくなっている。このアンケートを機に、もし考えを同じくする議員に出会えたら、今後私たちのロビー活動はより効果的になるに違いない。国会議員へのアンケートと言う手法は、どこの団体でも使うこともあって、

議員にはアンケートアレルギーもある。全議員への電話による再度の依頼作業、それに伴うアンケート用紙再配布作業…と長い道程であろう「軍縮の実現」へ向けての第一歩を踏み出した。

※秘書と国会議員は別人格であること は百も承知だけれど、電話での依頼に エラソウにされると「選挙民に言っちゃうゾー!」。〇〇県の××議員、△△ 県の□□議員。

来年草々の仕事は「軍事費減らそうブックレット」の作成である。世論を盛り上げるための必読書となる予定。「ニッポンの軍拡」「こんな兵器いらぬ」「思いやり予算の実態」「誰にでもわかる税金の無駄遣い」などなど。…誰もがボーっとしてられないことに気がつくようなものを作ろうと担当者は張り切っている。

すべての人が人間らしく暮らせるように…

ところでこの秋、政府税制調査会が中間答申を発表した。その中で、減税減税と言っておきながら所得税減税の恩恵に浴さない低所得者、年金生活者に敵しい消費税の課税率アップを提言。来たるべき「高齢化社会」に対

1995年 NPT に向けて 連続セミナー 始まる

神奈川

第1回

「国際法から見た核兵器」

最上敏樹さん

(国際基督教大教授)

一九九五年という大事な年が近づいている。第二次世界大戦終戦、ヒロシマ・ナガサキから五〇周年にあたるこの年を、非核と軍縮の転機とするために、市民レベルで考えよう、と「NPT連続セミナー」が神奈川で始まった。NPTとは、九五年に見直し期限を迎える「核拡散防止条約」の頭文字である。

「太平洋軍備撤廃運動(PCDS)」コーディネーターの梅林宏道さん、「非核県民連絡会」の平岩敬一さん、「まちづくり情報セ



"I wish you'd learn to spend your time more destructively!"

核兵器研究所「ヒマ潰しはいいけど、もっと破壊的にしてくれよ」
("PACIFIC NEWS BULLETINE"より)

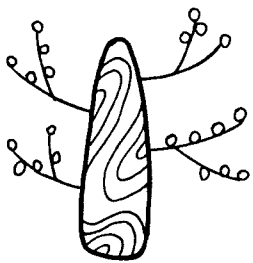
(三ページから)

応するため、子供や孫が安定した生活を送れるようにするために安定した税収の確保が必要だと言う説に異論を唱えるつもりはない。「平和で豊かな生活を支えるのが税金(総理府)」であることはだれもが知っている。しかし昨今の出生率の低下をみれば、納税者となる将来の働き手が年々減る一方で、政府がどう税収のアップを図るか頭を悩ませざるを得ない状況であることは自明のことだ。

だったらどうすれば良いのか。答えは簡単だ。家計費の場合を考えればだれにでもわかる。「無駄遣いをやめる」それしかない。

おもむろに93年度の国家の歳入を見る。「地方交付税交付金二一・六%」「公共事業費一一・九%」「防衛関係費六・四%」「四兆六四〇六億円」。あなたはムツ!としないだろうか? 「武力によって国際紛争を解決することはしません」と世界に向かって明言している国が中国や北朝鮮など足元にも及ばないような「軍事費」を使っている軍備の拡充を図っている事実。詳しく見れば見るほど無駄遣いだらけ。

地球上のすべての人々が人間らしく平和に暮らせるような世界を作るために、日本の片隅でやっばり誰かが頑張らなくては...。「軍縮キャンペーン」を是非成功させましょう。今を生きる私たちひとり一人の責任です。



ンター(アリスセンター)「代表の緒形昭義さんら、県内で平和運動にたずさわる十五人が個人の資格でよびかけた同セミナーは、NPT条約に対する対応を視野にいれながら、来年四月まで連続五回の学習・討論をとおして、非核と軍縮の市民のイニシアティブを模索していく。呼びかけ人は、昨年十一月に横浜で開かれた、「国際非核自治体会議」にNGOとしての企画を持ちよる中で知り合った。

第一回の十二月十一日(土)は、横浜駅西口近くの「県政総合センター」で、講師に国際基督教大学教授最上敏樹さんを迎え、「国際法からみた核兵器」をテーマに開催され約五〇人が参加した。

市民としての役割を

学生や、初めて会う若い人々が目立つ会場。まず、呼びかけ人を代表して梅林さんが次のようにあいさつした。

「一九九五年はいろいろな人々がさまざまな思いをもって迎える年だ。あの時、国連や新しい世界への希望に満ちた試みが始まったが、現実はその理想とは遠い。私たちは、ヒロシマ・ナガサキの原点にもういちど立ち返って、この五〇年を振り返り、これからを考えたいと思う。さらに、核拡散防止条約(N

核兵器を非合法に

PPT)が二十五年目の見直しの年を迎える。NPTとは何か、このセミナーを呼びかけるために、集まった私たち自身よくわかっていない。しかし大事なことはわかっている。これは相当しつかり勉強しなくてはならない、と話し合った。NPTは核保有国を今以上に増やさない、というその限りでは誰も反対できない条約だが、現在の核保有国には何の義務を与えていない、という意味では大変よくない条約である。この条約をどうするか、という議論が国際社会で始まっている。そこで日本がどういう役割をはたすべきなのかも考えなければいけない。九五年に向けて草の根の市民として何がしかの役割を果たしたいと思う。このセミナーをよびかけた。十五人の『よびかけ人』はダミーのようなものだと考えて、初めての人、若い人たちが主役となっていて、このセミナーをともに作ってほしい。

最上教授は、「核兵器に反対する法律家国際協会」(IALANA・イアラナ)に八八年の創立以来、アカデミック・カウンスル(学術委員会)の一員として参加し、核兵器に国際法の立場から批判を加えてきた。

「果たして核兵器は合法なのか非合法なのか。お話しはこのような基本的な命題から始まった。最上教授によれば、国際法には核兵器の使用を明示的に禁止した法律はない。これを「禁止されていないものは、すべて許される」という国際法解釈の原則にてらせば、「核兵器の使用は合法的である」という結論が出てしまう。現に、アメリカの「海戦規則」などには「核兵器の使用は国際法的に許される」と書かれている。これは常識的に考えておかしい。しかし、常識的におかしいというだけでは国際法の世界では通用しない。最上教授が属するIALANAなどが努力してきたのはこの「常識」に国際法的根拠を与えるための粘り強い理論作業である。

核兵器の使用を禁止する根拠は、長年にわたって積み重ねられてきた数々の「交戦法規」(戦争のルール)の中に見出すことができ。最上教授は、「交戦法規」の体系から導きだされる、核兵器に関わる六つの原則を以下のよう列挙した。

① 不必要な苦痛を与える兵器を使用してはな

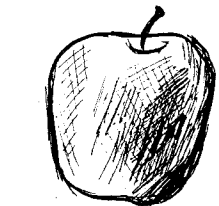
第46回世界保健総会は、WHO憲章に掲げる諸原則を銘記し、核兵器の保健と環境への評価に関するWHO事務局長の報告に留意し、保健及び保健業務への核戦争の影響についての諸決議WHA34・38、WHO36・28、及びWHA40・24を想起し、世界の如何なる保健業務も一発の核兵器の使用から生ずる情勢をどれ程であれ、減ずることが出来ないことを確認してきたことを認め、WHOの持続的発展に対する国際努力の貢献に関するWHA42・26や環境破壊の保健への影響に注目したWHA45・31などの諸決議を想起し、また、幾世代にも亘る人間の保健に影響を与える核兵器使用の短期及び長期の環境上の帰結を認め、

(略)

核兵器の保健上の危険をまず第一に防止するのに必要とされるのは、核兵器使用の国際法上の地位を明確化すること、そして、過去48年に亘り、核兵器使用の合法性について、加盟諸国が際立った意見の相違を表明してきたことなどを理解して、

1. 国連憲章第96条(2)、WHO基本法第76条、及び1947年11月16日に決議124(II)で国連総会が承認した国連とWHOの間の協定第X条に従って、次の問題について勧告的意見を与えるように国際司法裁判所に要請することを決定する。
一 保健と環境上の影響から見て、戦争又は他の武力紛争に於いて、一国による核兵器の使用は、WHO基本法を含め国際法の下での国家の義務の破壊になるであろうか？
2. 国際司法裁判所規程第65条に従い、上記の問題に光を与えるようすべての文書を付帯して、この決議を国際司法裁判所に付託するようWHO事務総長に要請する。

1993年5月14日 第13回総会
(厚生省国際課より入手)



複雑な国際法体系のをわかりやすく解きほぐしてくださった最上教授のお話とあいまって、印象深い、希望を感じる集まりだった。NPTセミナー、次回は立花昭さん(日本平和学会員)を講師に、いよいよ本題の「NPT(核不拡散条約)」の実像に迫る。◆

- ① 差別原則(一八六八年「セントペテルスブルグ宣言」、一九〇七年「空戦に関する規則」)未発効、一九四九年「ジュネーブ諸条約」のひとつである「戦時における文民の保護条約」など。
- ② 中立国の領土を侵す兵器を使ってはならない。
- ③ 窒息性のガス、毒ガス、その他の有毒ガス、およびそれに類するあらゆる液体、物質を用いてはならない(一九二五年「毒ガスなどの禁止に関する議定書」)。
- ④ 自然環境を深刻に破壊するような兵器は禁止される(一九七七年「ジュネーブ諸条約への追加第一議定書」)。
- ⑤ 相等性の原則(相手方の攻撃を上回る反撃をしてはならない)。

これら、どれに照らしても核兵器の使用は「違法」である、というのが最上教授や共同作業を進めている海外の国際法学者の共通の認識である。

さらに国連総会でも何度か「核兵器の使用は違法」と宣言されている。なかでも有名なのは一九六一年、第十五回総会の決議第一六五三号。そこでは、核兵器の使用は「国連憲章に反し、かつ人道の法則に反するものである」また「人類と文明に対する犯罪である」と宣言された。国際法の世界では国連総会決議は「勧告であり、法的拘束力がない」というのが定説である。「しかし、それは国際的総意・法的信念を表明したものである」と最上教授は強調した。

世界法廷プロジェクト

一方、「核兵器そのものを禁止する法律がない」などの理由で、核兵器の使用を合法とする主張は根強くある。最上教授は、これらの論拠に対する反証をあげたあと(紙面の都合で省略)、「核兵器によって国際法は歪められた」とし、「自衛権」の解釈を拡大し、イスラエルがイラクの原子炉を爆撃したような「先制的自衛権」を認める考えが広がっていることを指摘した。

このような「法的シニズム」(最上教授)に危機を感じた法学者たちが結集したのが「世界法廷プロジェクト」(WCP)である。IALANA、LCNP(核政策に反対する法律家委員会)、IPPNW(核戦争に反対する医師の会)、IPB(国際平和ビューロー)が協力し、核兵器の合法性について国際司法裁判所の判断をもとめて活動している。国際司法裁判所で訴訟を起こせるのは国家だけであるが、国連総会、安保理理事会、総会の許可を得たいくつかの国連機関が「勧告的意見」を求めることは可能である。そこでWCPは国連総会やその他の機関に、ICJに「勧告的意見」を求めるよう働きかけてきた。その結果、今年の五月十四日WHO(世界保健機関)がICJに「勧告的意見」を求める決議をあげた。その決議に貢献したのはバヌアツのヒルダ・リニ保健相の演説であった。WCPは国連総会でも積極的なロビー活動を行っていて、すでに四〇ヶ国近くが賛同を表明している、と最上教授は付け加えた。

最上教授は、「国際司法裁判所から『違法』という勧告的意見が出たらすばらしいと思うが、裁判所は一般に「宣言的判決」をあまり出したがらないので、予断は許されぬ」と



最上敏樹さん

NPT連続セミナー

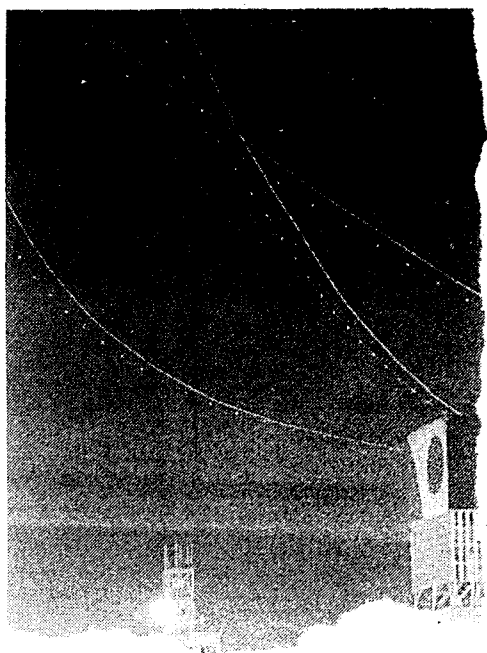
②
「NPTの歴史と現状」
講師 ● 立花 昭さん

日本平和学会会員、物理学者で日本原子力発電(株)で高速増殖炉開発問題に取り組んできた。現在NPT問題に情熱をそそいでいる。

94年1月29日(土) 午後2時から
会場 神奈川県地域労働文化会館
(市営地下鉄「阪東橋」下車5分 ☎251-1888)
連絡先 ● 国内法律事務所 045(201)6269
アリスセンター 045(212)5835
PCDS国際事務所 045(563)5101
資料代 ● 各回500円

NLP騒音に 市内はパニック

遠藤洋一
福生市議会議員



●福生市民連合のフカセさん、学習塾を運営している。市民連合は、クジラがいたりフカがいたりする。そのフカセさんも一月一日、一六日は本当に頭にきていたようだ。全く授業にならなかったのだ。

●横田基地でのインデペンデンスの艦載機によるNLPは、一九八二年ごろから始まった。訓練機は最初E-2CそしてS-3Bが加わった。プロペラ機のE-2Cとは言え、市役所上空での騒音は九〇WECPL（騒音指数、フォンと同じ）にもなり、市民の苦情は絶えなかった。福生市は、NLPのたびに中止の申し入れをしていたが効果はなかった。福生市には「厚木に比べれば、まだまし？」と言った思いもあったようだ。あるいは「戦闘機さえ来なければ！」とも市長は発言していた。また、防衛庁がNLPの訓練基地を一六二億円かけて硫黄島に整備したことで、もう横田でのNLPはないだろうと楽観していた。

●ところが、一五日の午後四時半防衛庁は突然「硫黄島の気象状態が悪いため、戦闘機のNLPを横田で、午後六時から九時間で実施する」と通告して来た。F-14・18、A-16の轟音三人衆が、福生の空を制圧した。市内上空には、五機の戦闘機が浮かび、ほぼ一分間隔でのタッチアンドゴー訓練によって、市

役所屋上の測定騒音は一〇七フォンを越えた。市内は、パニック状態だった。

●教師の声も聞こえなくなった塾から、フカセさんは市役所、防衛施設局、横田基地に抗議の電話を続けたが、どの電話も殺到する市民の抗議でつながらなかった。市議会議員のクジラこと遠藤は、市役所の屋上で監視をしていたが、市民の苦情の内容に驚いた。「俺は、ライフルを持っている、打ち落とすていいか」「夫が、七カ月ぶりに一時退院している。何とかしてくれ」「子供が泣き止まない」など、苦情は二日間三三六件にもなった。横田基地公害訴訟で、裁判所は国に対して和解の勧告を行った。その直後のNLPだけに市民の反応も大きかった。

●その直前、横田では別の問題も発生していた。米軍の調査で、ジェット燃料六八キロリットル、ドラム缶で三四〇本分が漏れているとのことだった。一〇月二五日に基地で判明したこの事故は、防衛庁から環境庁を経由、東京都へ、そして地元自治体が知ったのは一月五日を過ぎてからだった。地下水への汚染がなにより心配されるこの事故は、東京都や地元自治体、米軍の調査が進んでいるがまだ結論には至っていない。

●ろくなことなかった一二月の横田だった。クジラもフカのため息をついている。くそ！

NEPA適用は 同盟関係を侵害

横須賀NEPA訴訟判決理由

呉東正彦弁護士
に聞く

去る一月四日、ワシントン連邦裁判所において、NEPA訴訟に「原告敗訴」の判決が下りた。この顛末は前号の服部学氏のレポートに詳しい。その後判決文が代理人であるロジャー弁護士に届いた。その内容とそれに対するNEPAの会の見解、今後の展望について、呉東正彦弁護士にお聞きした。

Q 判決書はいつ届きましたか？「原告敗訴」の理由は何でしたか？

A 判決後約一ヶ月近く経って、一月三〇日発行の裁判所の判決書がロジャー弁護士の元に届きました。「原告敗訴」の理由は、一言で言えば、在日米軍基地にNEPAを適用すると、日米安保条約による同盟関係をいろいろと傷つけることになり、ひいては米国の外交政策上の利益を損なうので、適用すべきでないと言ったものでした。

Q この判決の特質はどのようなものですか。

A 次の四点をあげることが出来るでしょう。まず南極にNEPAの適用を認めたマッシュ判決の適用範囲を狭く解釈する一方、米国の域外適用を制限する最高裁の判例を広く解釈しています。

第二に、在日米軍基地につき、被告米軍側の日米安保条約の同盟関係の利益が侵害されると言う主張をほぼ鵜呑みにして、米軍側の主張を認めていることです。

第三に、米国の外交政策上の利益が損なわれるという点を理由に、NEPAを特に適用すべきでない、と強調しています。

最後に、NEPAの海外適用の問題で判断したということは、原告適格や、主要な連邦活動についての提案の存否の問題については、あると肯定、ないし仮定して判断したことになります。

Q 判決についてのNEPAの会の見解は？

A 口頭弁論における裁判官の態度は、日本

の実態に対する無理解、偏見に基づいていて判決は極めて政府寄りのものでした。判断内容は米政府の言い分を代弁、さらには強調するものであり、政治的色彩が強く、公正な立場で判決を下したと考えられない点、非常に残念だったと思います。

被告米政府の主張を鵜呑みにし、我々の被害の実態や、基地に法的コントロールが及んでいないと言った実態には全く耳を貸していません。本当に怒りを感じました。

しかし、ある意味で単純明快な論理であるので、その前提が覆されれば覆し得る内容であるとも受けとっています。

Q 今後どうされますか？

A NEPAの会としては、代理人であるロジャー弁護士と判決内容を充分検討した上で、控訴するかどうかを決定する予定です。

(まとめ ●編集部)

遠山法子
上瀬谷基地はいらないウダの会

アンテナが次々に消えて…



定例の基地監視。アンテナ跡の原っぱで。

「基地があるから緑が残されている」という声を聞きながら、私たちは米海軍上瀬谷通信基地を見つけてきました。基地と言っても騒音もなく、草地や畑が広がる静かな景色は、この横浜にあって、ゆとりの空間のようにさえ見え、人々がそういうのを否定する言葉をなかなか見つけられません。

そんな中、先日基地監視中に農家の方と話をした際、「アンテナの立替工事をして道路を作るので農地の耕作権を放棄した」という話を直に聞きました（新聞では

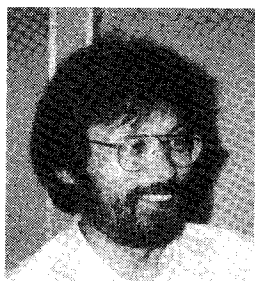
「農作業をとりやめる」という表現だった）。私たちがのどかな田園風景と思いでいても、よく目をこらしてみると、荒れ地になったり、アンテナが立っていたり。「あつこれが『基地があるから』信仰をくすす糸口だ」と思いました。ここが基地であるかぎり、「緑」は残されていくのではなく、いつでも「転用」される場なのだということです。わかりきったことと言うのは易しいのですが、このことを地域の人々が認識する、具体的事実の積み重ねを、基地監視の中でも心がけたいものと思っています。

一方、私たちがもう一歩踏み込み、こたわって監視し続けた基地は大きく変化しています。一九八七から八八年にかけて、次々とアンテナが新・増設された後、古くからあった大型のアンテナが次々と撤去されました。九一年、アンテナ線が切れて、垂れ下がったままの状態が半年ほど続き、その後撤去された「524LPアンテナ」。雪の重みで、土台のコンクリートから倒れかけていた支柱、その後すべての支柱が倒され一年以上たった今も放置されつづけている「505コーンアンテナ」。そして唯一新聞で撤去が報道された、上瀬谷のシンボリックな「ロンビックアンテナ」は、建て替えるという説明で周辺の農地耕作を止めさせたまま、二年を経過しています。

これが、冷戦終結による基地縮小であるのか、「海の軍備は臨戦体制」といわれる中、基地の役割に何らかの変化があるのか、通信技術の進歩によるものなのか、私たちは今、いくつかの仮説をたてながら、アンテナ撤去に伴う用地の返還や、古い時代のままの「電波障害制限地域」の設定を見直し、撤廃を進める契機とみています。そのため、仮説の裏付け作業、自治体との連携作り等々、微力ながら歩を進めているところです。

基地は特権地帯ではない

「地位協定」の見直しを



新倉裕史
非核市民宣言運動ヨコスカ

地位協定は安保条約第六条にもとづく米軍基地の地位に関する協定です。七〇年安保を前にして発行された法律時報の臨時増刊号によれば「基地の設定、基地の利用、それらに伴う特権の付与」、その根拠が地位協定です。私たちは米軍基地とフェンス越しに向き合っているわけですが、本当に基地を守っている

第三回全国会議から

のはフェンスではなく、この地位協定なので

地位協定によって与えられている米軍基地の「特権」が無原則に拡大していくのを、どうしたらくい止められるのか。「特権」の根拠である地位協定を逆手にとって、「特権」そのものを制限し、基地機能の低下を実現する。これが「地位協定の見直し」問題です。

違う読み方を迫ろう

なぜ今、地位協定の見直しが必要なのか。言うまでもないことですが、日米の政府が地位協定を守らないという、米軍基地運営の野放し状況があるからです。筆頭は地位協定二四条に反する「思いやり予算」の支出。地位協定二四条では、基地として使用する地域の所有者、提供者に対する保証のほかに「合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は（略）日本国に負担をかけないで合衆国が負担する」。しかし現実には、在日米軍基地の経費の四〇％以上は、この規定を無視した「思いやり予算」によってまかなわれていま

す。

横須賀基地の泊浦湾の埋め立て問題も、地位協定の解釈をめぐる問題を投げかけています。米軍は第三条の基地管理権を根拠に、泊浦湾を勝手に埋め立てました。たしかに、地位協定第三条には「合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる」と書いてあり、地位協定の合意議事録には、すべての措置とは浚渫、埋め立てを含むとあります。だから、ここだけを見て言えば、米軍は何をやってもいい、となってしまう。しかしそれでいいのか、領土の拡大を相手国の政府、つまり日本政府の合意もなしにできてしまう。そんな占領下のような基地の運営があつていいのか。さらに問題なのは、三条管理権も前後の条文のつながりで読むと、けつして米軍に好き勝手な「管理」を許している訳ではない。しかし、日本政府の解釈だけがあつて、違う読み方は全く許されていない。違う読み方を迫る、これも「見直し」です。

そのほかにも、第五条にかかわる米艦船の

無通告入港や、二五条の日米合同委員会の運営の問題、そのなかには基地の汚染隠しなど、問題はたくさんあります。

自治体を土俵に

では、この見直しをどこから手を付けなければならないのか。二七条の改正条項による改正は別にして、より現実的には、協定の実施にかかわる問題の解決のためにある「日米合同委員会」への働きかけが糸口です。それを自治体を土俵に行う、というのが私の意見です。

現実の問題として、地位協定の一方的な内容による自治体の自治権の侵害は明らかで、自治体はその意味ですでに当事者です。

泊浦湾の埋め立て問題によって、こうした国と自治体の関係が浮き彫りになりました。

第3回全国会議から

神奈川県との交渉で、県はこう言っています。「泊浦湾の事例のような地位協定の解釈上疑義が生ずるような行為につきましては、地元への十分な説明、また地元の意見を反映させることができるような対応を国に求めて参りたいと思います」「地元の不利益にならないよう法的な歯止めをかける意味で、国内法を積極的に準用するなど、何か新しい仕組みを考えて、地元の意向が十分尊重されるように国に働きかけてまいります」

第3回全国会議から

広がる一方の「思いやり予算」

約の条約の 実質的改定 安保の改定



遠藤洋一
福生市議会議員

横田基地のマッカッシー司令官が福生や立川などの周辺自治体の首長あてに、基地の滑走路の改修工事を「思いやり予算」で、との要請の書簡を送っていたことが報道された。

「地域経済と安全のため支持をお願いしたい」とあるという（十月一日朝日）。

横田は、ここ二年ほど駐機場のコンクリートの打ち替え工事が続いている。「思いやり予算」によるものだ。八六年には滑走路の大規模な打ち替え工事があったが、これは、もちろん米国防予算によるものだった。実際に

この問題での県や市の対応には不満だらけですが、地位協定の見直しを自治体といっしょに、という筋道は見えてきたのではないかと、自治体が基地の運用の「公正さ」を求めるとき、よりどころは国内法の適用です。地位協定による米軍基地防衛網を突破するために、これまでも国内法の適用についてはいろいろな努力が行われてきました。そうした努力の成果を、冷戦構造が崩壊した安保をめぐる状況の変化の中で、もう一度掘りおこすことが必要です。

たとえば一九七九年の横浜市による鶴見貯油施設への立ち入り調査の取り組み。横浜市や県の要請、地区労などの抗議行動の結果、同年一二月の日米合同委員会で「鶴見貯油施設にかかわる公共の安全について」という合意文書が確認され、立ち入り調査が実現しました。重要なのは、これが自治体の「やる気」によって実現したということです。国の「だめだ」という解答に臆せず、実施を求めて論陣を張り、堂々と対決したからこそ、合同委員会が動き、国内法を適用することが明文化されたのです。

いつかは返る土地

地位協定第四条一項には、米軍は提供され

工事を受注したのは、地元の土建会社であり、その意味では地域経済に「貢献」したはずだった。

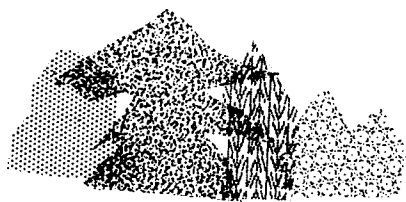
その後、米国防予算での横田基地関連の建設費の計上はなく、したがって滑走路改修の工事はなく。横田基地の司令官としては、基地の滑走路が老朽化すれば、NLPなどの訓練時の安全性の確保が困難だ。だから、周辺の自治体の協力で日本政府に圧力をかけてくれ、ということだろう。厚かましい話だ。

いままでは日本政府は滑走路の改修に関しては、さすがに地位協定の「合衆国軍隊を維持する経費は合衆国が負担する（二四条）」に反するとし、認めてはきていない。しかし、どうして滑走路が「軍事的な色彩が濃く」、駐機場が「そうではない」、のか理解はできなかった。横田は、いつでもどこかで工事が行われており、これは「思いやり予算」、これは「米国防予算」などの見かけの区別など不可能だった。

しかし、防衛施設庁はとうとう、「地位協定で作れない米軍施設は、原則として何もない」との見解も出した。一九七八年のガイドライン以降、思いやり予算の拡大解釈は、止めを知らない勢いだ。



た基地の返還時に、原状回復の義務を負わなければならないことが明記されています。これは本来、米軍の基地管理権は、原状回復を必要としない範囲で認められると読むべきですが、実際には米軍は原状回復を必要とする埋め立て、汚染等を繰り返しています。条約上、こうした結果に責任がないとすれば、自治体は米軍が駐留している間に、原状回復を求めなくてはなりません。そのためにも基地の変化に常に関心を持ち、国内法の適用を心がけ、とりわけ、立ち入り調査は、消防協定のような協定制りもふくめて、それぞれの基地でシステムを確立する必要があります。米軍基地はいつかは返還される土地です。跡地の利用計画を持つ自治体は、その土地が汚染や破壊されないように、監視する義務があるのです。



どこの、誰の軍隊？

一九七八年、当時の防衛長官・金丸信が名づけた「思いやり予算」のスタート時は六二億円だった。ところが今年度はついに二千二百八十六億円と、十五年で三七倍になってしまった。

九三年度の在日米軍駐留経費の日本側負担の総額は、五千六百十二億円。米兵一人当たり約一千二百万円（六月現在駐留米兵四万六千五百人）にもなっている。

十一月三日、記者会見でアスピ国防長官は「日本のホスト・ネーション・サポートは米国のすべての同盟国のモデルだ」とまで発言している。アメリカは、一九八〇年ころから、「米兵の給与以外のすべての基地維持費を日本に負担させること」を要求してきた。

こうしたなか防衛庁は、米軍の要求に答えさらに、在日米軍の訓練効率を高めるため、米軍艦船軍用機への燃料補給などを可能にする、日米相互物品役務融通協定（ACSA）締結の具体的検討に入った。

（ACSAは、アメリカが同盟国との共同訓練を実施する際、燃料、装備品や輸送などの役務を相互に融通し合う協定で、北大西洋条約機構（NATO）諸国、韓国などと締結

（十四ページ下段へ）

九三年の原潜 1

梅林宏道

様変わりした寄港地の頻度

沖縄復帰後最高、横須賀十二年ぶりの低水準

一九九三年も押しつまって、今年の前年の原潜の寄港状況の特徴を整理できる時期を迎えた。正確な一年分の統計データと分析は次号に譲るとして、ここでは今年の前年の寄港状況の特徴を紹介しておく。

●寄港回数

一五ページの表で明らかのように、一二月二〇日現在で九三年中に日本の港への原潜の寄港回数は、四一回である。昨年の三六回を上回り、過去最高の四五回（八八年と九一年）を下回るもの、トマホーク配備以来続いている高水準の寄港回数が維持されていることが分かる。

しかし、寄港地ごとに見ると今年は大きく様変わりしていることが分かる。

横須賀への寄港は一五回に留まっております、年末にかけての寄港があったとしても、一九八一年以来、一二年ぶりの低水準になるだろう。

横須賀への原潜寄港は、八二年に二〇回を数えて以来、それを下回ったことはなかった。逆により、その意味では新しい事態である。四回の寄港であったのと比較して急激な増加であるのみならず、実に一九七二年の復帰以来、最高の寄港回数を記録した。これまでの最高は、一〇回（八八年）である。

佐世保への寄港は一〇回であって、これも最高水準である。過去の最高記録は一一回（九二年）であるから、それに並ぶ。

こうみると、日本全体としては、横須賀、佐世保、沖縄の地域差がなくなり、どの港にも平均的に寄港する傾向が今年初めて現れたことになる。これまでは横須賀への寄港が圧倒的に多かったのである。

●滞在時間

寄港した原潜が港に滞在する時間は、寄港目的と密接に関連している。

九三年一月号の本誌で解説したように、九〇年以降、横須賀・佐世保への一時間以下の短時間寄港が目立って増えてきた。それまでは横須賀・佐世保を合わせて、多くても四回であったものが、九〇年九回、九一年一回、九二年一回を記録したのである。この変化は、冷戦後の本土への原潜寄港パターンの変化であると考えられた。ところが今年はこの六回に減った。それに代わって、沖縄の一時間以下の寄港が九回に急増した。

その結果、滞在時間に関しては、むしろ日

本全体で考えると分布に大きな変化がないことが印象づけられている。

●寄港原潜数

寄港回数ではなく、何隻の原潜が寄港しているかを示す寄港原潜数もまた重要な数字である。今年一二月二〇日までの日本への寄港原潜数は一四隻であり、九〇年一三隻、九一年一四隻、九二年一二隻と比較するとほとんど変化がない。つまり、日本近海で活動している米海軍の攻撃型原潜の隻数は、冷戦終結後もほとんど変化がないことが分かる。

これらのデータが何を意味するかは、次号で論じたい。

原子力艦入港情報

(59)

93年11月24日～12月20日

S級=原子力潜水艦ステーション級
L級=原子力潜水艦ロサンゼルス級

- ◆ 11月24日 14:01 原潜ニューヨークシティ (L級) 横須賀に入港。
- ◇ 11月27日 10:01 原潜ニューヨークシティ (L級) 横須賀を出港。
- ◆ 11月29日 09:05 原潜シカゴ (L級) 佐世保に入港。
- ◇ 同日 09:23 原潜シカゴ (L級) 佐世保を出港。
- ◆ 12月6日 09:48 原潜ニューヨークシティ (L級) 佐世保に入港。
- ◇ 同日 10:07 原潜ニューヨークシティ (L級) 佐世保を出港。
- ◆ 12月10日 16:40 原潜ニューヨークシティ (L級) 佐世保に入港。
- ◇ 12月15日 12:00 原潜ニューヨークシティ (L級) 佐世保を出港。

●1993年1月1日から12月20日の各地への原子力艦入港回数は

横須賀 15回 (うち原潜15回)
 佐世保 10回 (うち原潜10回)
 ホワイトビーチ16回 (うち原潜16回)
 (沖縄・勝連町)

情報公開法でとらえた

沖縄の米軍

梅林宏道著

米軍の内部資料をもとに、初めて明らかにする沖縄の米軍と基地の全体像

94年1月下旬発売予定!
(予価2987円)
高文研刊

平和資料協同組合(準)の活動から生まれた本。第2弾。

(十三ページから)
している。生産は後年度に一括して行う。わが国では、物品管理法により、国有財産を自由に他国に提供できないため、日米共同訓練の際も、自衛隊と米軍がそれぞれの燃料や装備品を使用、融通はできない。このためアメリカ側には日本防衛のためにもかかわらず、便宜供与を受けられないことへの不満が強かった。九一年五月にアメリカは、当時の池田防衛庁長官に対しACSA締結を提案するなど、非公式な打診を続けてきた。

この結果、日米安保条約に基づく地位協定の解釈でもこれまでは負担できないものにしてきた「米軍維持費」の一部を日本側が負担することになってしまふ。実際の運用における「任務の提供」とは、米軍の訓練や演習の「維持費」軽減のため自衛隊が無償で、物を運んだり、燃料を補給したり、飯を食わせたりなどの、支援を請け負うことになる。何だか、どこの、だれの軍隊なんだかわかんなくなってくる。

新・日米安保の様相

こうして、地位協定までも骨抜きにしてしまおうというのが、米軍・防衛庁の腹つもりなのだ。しかも、それをACSA締結まで運びたいのがアメリカ側の要求となっている。

こうなるともう「新・日米安保条約」の雰囲気になる。

防衛費の削減のことを考えるとき、まずこの駐留米軍経費、特に「思いやり予算」をなんとかしたい。防衛費を七九年のガイドライン以前のレベルにまで押し返すことができるだろうか。それが重要だろう。私たちは、別にアメリカ軍を支えるために高い税金を払っているわけではない。こうした「防衛」の名による不透明な金の出し方に敵しい、しっかりと監視が必要だろう。ここから、防衛費削減の第一歩を始めた。

ふたたびカンパのお願い

さっそく年末一時金カンパや会費を送ってくださったみなさん、ありがとうございますました。

「AWACSハガキ」が新聞で報道された(12月19日、小さな記事ですが…)のをきっかけに、沢山の反響が寄せられ、年末のキャッチピース事務所は活気に満ちています。来年、そして昨来年とつづく、軍縮・非核のキャンペーンは幸先よくスタートしました。一方、財政事情は、例年になくきびしいまま年を越すことになりそうな気配です(右の会計報告をごらんください)。一月分出費に相当する額を繰り越せない、というのはかなりきびしい状況です。

来年早々には「軍縮パンフ」を発行します、かなり資金のいるプロジェクトです。前号に同封したチラシに

「かさねがさねで恐縮ですが」、とお願いしました。もういちど、お願いすることをお許しください。✎



会計報告(93.11 7~93.12 22)

[収入]

○前月からの繰越	126,574
○今月の収入	130,000
会費収入	92,000
内	
維持団体	0
維持個人	46,000
参加団体	0
参加個人	12,000
通信会員	34,000
カンパ収入	38,000
資料収入 *	0

[支出]

●今月の支出	165,602
事務所代(12月)	40,000
水道光熱費	5,212
電話・FAX費	16,446
邦送費	40,675
文具・備品	1,149
印刷・コピー代	60,330
行動費 **	0
郵便振替等手数料	1,790
雑費	0

●次月への繰越 90,972

* 平和資料協同組合(準)の資料収入は、別会計とします。

** 行動費は行動プロジェクト毎の独立採算となっているため、それにあてはまらない収支のみが、この欄に計上されます。

月刊キャッチピース

(月刊トマ喰い虫改題)

No. 16 (通巻95号)

1993年12月20日発行

発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

発行所●〒223 横浜市港北区箕輪町

3-3-1

☎045(563)5101

FAX045(563)9907

郵便振替●東京6-136148「キャッチピース」

編集●キャッチピース編集部

定価●100円(通信会員年間3000円)

編集室から

●国会議員アンケートのため議員会館に行つたときのこと。折りから予算陳情のため、地方から上京してきたカンケイシヤで議員会館受け付けはラッシュ並みの混雑。一皆さん、「予算を減らしてください」という私たちと共闘しませんか?。こんなふうに言ってみればよかったかもしれない。(や)

●新聞記事で「ハガキ作戦」を知った東京の高校生から、問い合わせの手紙が。どうしても年配の方からの反応が多い中、これは嬉しい。ワカモノよもつと怒れ!と編集長。何かい、俺はワカモノではないのかい。(ま)